

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,733,237 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉費	児童福祉事業	631,100	445,638	3,300	19,208	21,842	141,112
	高齢者福祉事業	48,410	2,175	4,200	5,562	4,889	31,584
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	475,586	341,950	13,500	165	16,081	103,890
	小計	1,155,096	789,763	21,000	24,935	42,812	276,586
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	118,684	64,437	0	0	7,271	46,976
	介護保険事業特別会計繰出金	177,215	22,270	0	0	20,769	134,176
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	166,606	40,274	0	0	16,935	109,397
	小計	462,505	126,981	0	0	44,975	290,549
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	115,636	8,821	3,000	12,700	12,213	78,902
	小計	115,636	8,821	3,000	12,700	12,213	78,902
合計		1,733,237	925,565	24,000	37,635	100,000	646,037

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。